

委託契約書(案)

- 1 委託業務名 奨学金滞納債権返還督促に係るコールセンター業務
- 2 納入場所 公益財団法人福岡県教育文化奨学財団
- 3 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- 4 契約単価 別表のとおり
- 5 契約保証金 福岡県財務規則第170条に該当するほかはこれを徴収する。

上記の委託業務について、公益財団法人福岡県教育文化奨学財団と は、各々の
対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠
実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通保有する。

令和7年 月 日

発注者 住所 久留米市東櫛原町1713番地

氏名 公益財団法人福岡県教育文化奨学財団
理事長 西牟田 龍治

受注者 住所

氏名

(総則)

- 第1条 公益財団法人福岡県教育文化奨学財団(以下「発注者」という。)及び (以下「受注者」という。)は、この契約書に基づき、奨学金滞納債権返還督促に係るコールセンター業務委託仕様書(以下「仕様書」という)に従い、日本国の法令を遵守し、奨学金滞納債権返還督促に係るコールセンター業務委託契約(この契約書及び仕様書を内容とする業務の請負委託単価契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 この契約に係る債権は債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)による特定金銭債権であり、その履行に関しては、同法及び関係法令に従わなければならない。
- 3 受注者は、契約書及び仕様書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「契約期間」という。)内に完了するものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 4 発注者は、業務に関する指示を受注者又は受注者の業務遂行責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならぬ。
- 5 受注者は、この契約書もしくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示もしくは発注者及び受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において行うものとする。
- 6 受注者は、この契約に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 7 この契約の履行に関して発注者及び受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して発注者及び受注者間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによるものとする。
- 10 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものである。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申し立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行つた指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等禁止)

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を、あらかじめ発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(個人情報の管理等)

- 第4条 受注者は、業務を行うに当たっては、個人情報の取扱いについて、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(業務の監督)

- 第5条 発注者は、この契約の履行のために必要があると認められるときは、受注者の業務の実施状況等について受注者の事業所等を実地に調査し、所要の報告を求めることができる。
- 2 受注者は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(データ等の目的外使用の禁止)

第6条 受注者は、発注者の指示による場合を除き、データ等を複写、複製、閲覧、第三者への提供、貸し出し、その他指示目的以外の使用をしてはならない。

(一括再委託等の禁止)

第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 発注者は、受注者に対して、業務を一部委任し、又は請け負わせたものの商号又は名称その他の必要な事項の通知を請求することができる。

(業務遂行責任者)

第8条 受注者は、業務の管理を行う業務遂行責任者を定め、その氏名その他特に必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務遂行責任者を変更したときも、同様とする。

- 2 業務遂行責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、次条第1項の規定による請求の受理、同条第2項の規定による決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者的一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務遂行責任者に委任せざり自行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(業務遂行責任者等に対する措置請求)

第9条 発注者は、業務遂行責任者又は受注者の使用人もしくは第7条第2項の規定により受注者から業務を委任され、もしくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとることを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に書面により発注者に通知しなければならない。

(実施件数の増減)

第10条 発注者が依頼する実施件数は、都合により仕様書記載の実施見込件数を増減することがある。

(履行報告)

第11条 受注者は、仕様書に定めるところにより、契約の履行状況について、別紙「架電実施報告書(様式1)」により発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、委託契約終了後、当該委託業務の処理成果を記載した別紙「実績報告書(様式2)」を作成し、発注者に提出しなければならない。

(善管注意義務)

第12条 受注者は、仕様書に定めるところにより、発注者の施設その他発注者の所有する物品等(以下「施設等」という。)を使用するときは、善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。

- 2 受注者は、故意又は過失により施設等が滅失し、若しくはき損したときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、もしくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(条件変更等)

- 第13条 受注者は、業務を行うにあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 仕様書に誤り又は脱漏があること。
 - (2) 仕様書の表示が明確でないこと。
 - (3) 履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (4) 仕様書に明示されていない履行条件について、予期することができない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間もしくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼした時は必要な費用を負担しなければならない。

(仕様変更)

- 第14条 発注者は、業務に関連する法令の改正等にともない業務内容を変更する必要があるときその他この契約締結後の事情により仕様書の内容を変更する必要がある時は、受注者と協議の上、仕様書を変更することができる。
- 2 前項の場合において、委託料の変更額は、発注者と受注者が協議して定める。

(業務の中止)

- 第15条 発注者は、必要があると認められるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、履行期間もしくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、もしくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

- 第16条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を請求することができる。
- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により契約期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

- 第17条 履行期間の変更については、発注者及び受注者で協議して定める。ただし、協議の開始から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が、履行期間の変更事由が生じた日（前条の場合において受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始日を通知しない場合には、受注者は協議開始日を定め、発注者に通知することができる。

（業務委託料の変更方法）

- 第18条 業務委託料の変更については、発注者及び受注者で協議して定める。ただし、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始日を通知しない場合には、受注者は、協議開始日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者及び受注者で協議して定める。

（一般的損害）

- 第19条 業務を行うにつき生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

- 第20条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者で協力してその処理解決にあたるものとする。

（業務委託料の変更に代える仕様書の変更）

- 第21条 発注者は、第13条から第16条まで、第19条又は第20条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別な理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部もしくは一部に代えて仕様書を変更することができる。この場合において、仕様書の内容変更は、発注者及び受注者で協議して定める。ただし、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始日を通知しない場合には、受注者は、協議開始日を定め、発注者に通知することができる。

（検査）

- 第22条 受注者は、第11条の規定により、業務を履行したことを証する必要な書類を提出し、発注者の検査を受けなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、仕様書に定めるところにより、業務の履行を確認するための検査を完了しなければならない。
- 3 受注者は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならぬ。この場合においては、修補の完了を業務の履行とみなして前2項の規定を適用する。

(業務委託料の支払)

第23条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、仕様書に定める期間毎に業務委託料の支払を請求書により請求することができる。その請求額は、奨学金滞納債権返還督促に係るコールセンター業務委託仕様書に定める方法で算出した金額とする。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(履行遅延の場合における損害金等)

第24条 受注者の責めに帰すべき事由により業務を履行することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、予定業務委託料から前条の規定による支払をした業務委託料を控除した額につき、履行できない日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じて、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) 履行期限までに業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から10日以内に、予定業務委託料から第23条の規定による支払をした業務委託料を控除した額の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
 - 3 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(発注者の催告によらない解除権)

第26条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 第三者より、仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。
- (2) 破産、民事再生、会社更生、会社整理若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。
- (3) 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。
- (4) 解散、合併、減資又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

- (5) 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。
- 2 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- (1) 前項各号に定めるもののほか、受注者の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかにないとき。
- (2) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第28条又は第29条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (7) 受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。
- 3 前二項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から10日以内に、予定業務委託料から第23条の規定による支払をした業務委託料を控除した額の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(暴力団排除条項)

- 第27条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は予定業務委託料から第23条の規定による支払をした業務委託料を控除した額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第28条 前三条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前三条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第29条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 2 受注者は前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受注者の催告によらない解除権)

第30条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により発注者に損害があつても、受注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 第14条の規定による仕様変更により業務委託料の年額が3分の2以上減少したとき。ただし、第10条による実施件数の増減に係る業務委託料の減少による解除はできないものとする。
 - (2) 第15条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 発注者が、契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となつたとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第31条 第29条第1項又は前条第1項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第32条 契約が解除された場合には、第1条第3項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第22条第2項の規定による検査を完了した部分については、この限りではない。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に業務を履行した部分があるときは、当該履行部分を検査の上、当該検査を合格した部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を支払わなければならない。
- 3 前項の既履行部分委託料は、発注者及び受注者で協議して定める。ただし、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(福岡県財務規則等の遵守)

第33条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによる。

(協議)

第34条 この契約に定めるもののほか、疑義を生じたとき、又は必要な事項については、発注者及び受注者で協議のうえ決定する。

別表

| 品 名 | 規 格 | 単 位 | 単 價 (税抜) |
|-----------------------------|--------|-----|-------------|
| 架電コール予告通知作成 発送業務 | 1 件あたり | 1 件 | |
| 奨学金滞納債権返還督促に 係るコールセンター業務 | 1 件あたり | 1 件 | |